



熊本県公報

第 1 2 4 2 6 号

平成 27 年 6 月 12 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定（障がい者支援課） 1
- 指定居宅サービス事業者の指定（高齢者支援課） 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定（ ） 2
- 指定居宅サービス事業者の指定（ ） 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定（ ） 2
- 漁船保険付保義務の消滅（松島加入区）（団体支援課） 2
- 指定居宅サービス事業者の指定（高齢者支援課） 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定（ ） 3
- 生活保護法に基づく指定医療機関の指定（社会福祉課） 3
- 生活保護法に基づく指定医療機関の変更（ ） 3
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止（ ） 4
- 道路の区域変更（道路保全課） 4
- 道路の供用開始（ ） 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更（障がい者支援課） 5
- 海区漁業調整委員会委員の選挙権及び被選挙権の範囲（水産振興課） 5
- 漁港の指定内容の変更（漁港漁場整備課） 5
- 海岸保全区域の廃止（ ） 6
- 海岸保全区域の指定（ ） 6
- クリーニング師研修及び業務従事者講習の指定（薬務衛生課） 7
- 農用地利用配分計画の認可の申請（農地・農業振興課） 8
- 平成 27 年度熊本県高等学校産業教育電算機組織整備事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入に関する競争入札に参加する者に必要な資格等（高校教育課） 9
- 平成 27 年度熊本県高等学校産業教育電算機組織整備事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入（ ） 9
- コイヘルペスウイルス病まん延防止のためのコイの放流制限（内水面漁場管理委員会） 13

告 示

熊本県告示第 5 4 3 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第 69 条の規定により公示する。

平成 27 年 6 月 12 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定年月日
訪問看護ステーションあさざり 球磨郡あさざり町免田東 3 3 3 3 番地 3	平成 27 年 6 月 1 日
八代市医師会訪問看護ステーション 八代市平山新町 4 4 3 8 番地 3	平成 27 年 6 月 1 日

熊本県告示第 5 4 4 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 78 条の規定により公示する。

平成 27 年 6 月 12 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ウェリード	訪問介護事業所 うれしかの家た だいま	上益城郡甲佐町 大字芝原102 9番地2	平成27年 6月2日	訪問介護

熊本県告示第545号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成27年6月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ウェリード	訪問介護事業所 うれしかの家た だいま	上益城郡甲佐町 大字芝原102 9番地2	平成27年 6月2日	介護予防訪問 介護

熊本県告示第546号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成27年6月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
たんぼぼ株式会社	福祉用具たんぼ ぼ	八代市日置町7 9番地3	平成27年 6月15日	福祉用具貸与
たんぼぼ株式会社	福祉用具たんぼ ぼ	八代市日置町7 9番地3	平成27年 6月15日	特定福祉用具 販売

熊本県告示第547号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成27年6月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
たんぼぼ株式会社	福祉用具たんぼ ぼ	八代市日置町7 9番地3	平成27年 6月15日	介護予防福祉 用具貸与
たんぼぼ株式会社	福祉用具たんぼ ぼ	八代市日置町7 9番地3	平成27年 6月15日	特定介護予防 福祉用具販売

熊本県告示第548号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により平成23年6月10日熊本県告示第609号で公示した松島加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が平成27年6月9日限り消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

平成27年6月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第549号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成27年6月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ウェリード	デイサービス事業所うれしかの家ただいま	上益城郡甲佐町大字芝原1029番地2	平成27年6月2日	通所介護

熊本県告示第550号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成27年6月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ウェリード	デイサービス事業所うれしかの家ただいま	上益城郡甲佐町大字芝原1029番地2	平成27年6月2日	介護予防通所介護

熊本県告示第551号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成27年6月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（歯科）

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
はしもと歯科クリニック	山鹿市方保田3497-5	平成26年12月18日
すぎもと歯科	宇土市岩古曾町1196-3	平成27年4月17日

（訪問看護）

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーションすずらん	人吉市願成寺町杉園430-2	平成27年4月2日

熊本県告示第552号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成27年6月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（歯科）

医療機関の名称	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
大林歯科診療所	名 称		平成26年8月4日
	大林医科歯科診療所	大林歯科診療所	

熊本県告示第553号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成27年6月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
みなみあそ眼科	阿蘇郡高森町高森1589-5	平成27年3月23日
成尾整形外科病院附属 水上温泉診療所	球磨郡水上村湯山776	平成27年4月1日
たまり小児科	八代市田中北町17-13	平成27年3月21日
瀬戸産婦人科医院	人吉市西間上町2578-1	平成27年4月16日
くりた皮ふ科医院	山鹿市山鹿494-7	平成27年2月2日
石垣医院	宇土市浦田町26-4	平成27年4月1日

(歯科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
にしだ歯科医院	八代市豊原下町3835-1	平成27年3月26日
すぎもと歯科	宇土市岩古曾町1196-3	平成27年4月1日
さかえ歯科医院	合志市栄2127-233	平成27年1月16日

(薬局)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
有限会社矢田部薬局	玉名市高瀬160	平成25年12月31日

熊本県告示第554号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成27年6月12日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年6月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	河陰阿蘇線	阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字小日野 5435番地先から 阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字橋場 5395番1地先まで	前	7.6 ～ 32.1	268.0	単道改
			後	9.9 ～ 37.0		

2 区域を変更する期日 平成27年6月12日

熊本県告示第555号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年6月12日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年6月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	牛深天草線	天草市二浦町亀浦字白石 4407番3地先から 同所 4406番6地先まで	77.0	防交安 (改築)
		天草市二浦町亀浦字白石 4406番11地先から 天草市二浦町早浦字隠ヶ浦 314番4地先まで	119.6	

2 供用を開始する期日 平成27年6月12日

熊本県告示第556号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

平成27年6月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(精神通院医療)

医療機関の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
ひばり薬局	医療機関の所在地	上益城郡嘉島町 鯉1873番6号	上益城郡嘉島町 鯉1873番5号	平成27年6月 1日

熊本県告示第557号

漁業法（昭和24年法律第267号）第86条第2項の規定に基づき、熊本県有明海区漁業調整委員会の委員の選挙権及び被選挙権を有する漁業者及び漁業従事者の範囲を次のように拡張する。

平成27年6月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県有明海区に沿う市町村のうち、福岡県と熊本県との境から熊本県宇土市の区域に住所又は事業所を有する者であって、福岡県と熊本県との境から熊本県宇土市に至る地先海面において、1年に90日以上、採貝漁業を営み、又は営む者のために当該採捕に従事する者は、当該漁業が漁船を使用しない場合であっても熊本県有明海区漁業調整委員会の委員の選挙権及び被選挙権を有する。

熊本県告示第558号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条第5項の規定により、第1種新川漁港の指定内容を変更するので、同条第10項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成27年6月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

新川漁港の区域を次のように変更する。

区 域	
水 域	陸 域
次の1点から4点までを順次結んだ線、5点から9点までを順次結んだ線及び陸岸により囲まれた海面 1点 北緯32度54分26秒0653 東経130度28分39秒1834 2点 北緯32度54分25秒7372 東経130度28分39秒7997 3点 北緯32度54分18秒5495 東経130度28分35秒1460	水域の欄に規定する4点、次の10点、11点及び水域の欄に規定する5点を順次結んだ線、水域の欄に規定する8点、9点、次の12点、13点、14点、15点、16点、17点、水域の欄に規定する1点及び2点を順次結んだ線並びに水際線により囲まれた地域 10点 北緯32度54分17秒608 1 東経130度28分41秒700

4点 北緯32度54分17秒7015 東経130度28分36秒9956	0
5点 北緯32度54分15秒1757 東経130度28分42秒5982	11点 北緯32度54分16秒415 7 東経130度28分43秒695 7
6点 北緯32度54分11秒1707 東経130度28分48秒6570	12点 北緯32度54分02秒869 8 東経130度28分14秒619 4
7点 北緯32度53分46秒6471 東経130度28分26秒6278	13点 北緯32度54分20秒173 2 東経130度28分31秒411 1
8点 北緯32度54分03秒2020 東経130度28分02秒6690	14点 北緯32度54分19秒121 8 東経130度28分32秒960 2
9点 北緯32度54分13秒7921 東経130度27分58秒8020	15点 北緯32度54分22秒593 6 東経130度28分35秒568 6
	16点 北緯32度54分22秒883 6 東経130度28分29秒554 3
	17点 北緯32度54分25秒468 7 東経130度28分31秒300 0

熊本県告示第559号

昭和33年5月30日熊本県告示第334号（海岸法第3条の規定に基づく海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正し、平成27年6月12日から施行する。
平成27年6月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

農林水産省水産庁所管の表有明海新川漁港の項を削る。

熊本県告示第560号

昭和33年5月30日熊本県告示第334号（海岸法第3条の規定に基づく海岸保全区域の指定）を次のように改正し、平成27年6月12日から施行する。
平成27年6月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

農林水産省水産庁所管の表中

「

有明海	一部 漁港		1号点、イ点、ロ点、2号点及び1号点を順次結んだ線に囲まれた区域 註 1号点 荒尾市一部348番地南東の角 2" 荒尾市増永39の1番地南角 イ点 1号点から280度100米の点 ロ" 2号点から269度100米の点	
沿 岸 の 区 域				指 定 区 域
沿岸名	漁港名	地区 海岸名	地 先 海岸名	

を

「

有明海	一部 漁港		1号点、イ点、ロ点、2号点及び1号点を順次結んだ線に囲まれた区域 (注) 1号点 荒尾市一部348番地南東の角
-----	----------	--	---------------------------------------------------------------

」

			2〃 荒尾市増永39の1番地南角 イ点 1号点から280度100米の点 ロ〃 2号点から269度100米の点
沿 岸 の 区 域			
沿岸名	漁港名	地区 海岸名	地 先 海岸名
有明海	新 川	上沖洲	塘 外
1号、2号、3号、4号、5号、ホ、ニ、ハ、ロ、イ及び1号の各点を順次結んだ線に囲まれた区域 (注) 1号点、長洲町上沖洲字塘外27番地の1北角 2号点、1号点から211度154メートルの地点 3号点、2号点から308度53メートルの地点 4号点、3号点から220度690メートルの地点 5号点、4号点から310度600メートルの地点 イ点、1号点から73度25メートルの点 ロ点、イ点から205度232メートルの点 ハ点、ロ点から308度41メートルの点 ニ点、ハ点から220度698メートルの点 ホ点、ニ点から310度660メートルの点			

に

改める。

熊本県告示第561号

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の2第1項に規定する研修(以下「研修」という。)及び同法第8条の3に規定する講習(以下「講習」という。)として次のとおり指定した。

平成27年6月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 研修及び講習の主催者の名称及び所在地
 - (1) 名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
 - (2) 所在地 東京都港区新橋六丁目8番2号
- 2 研修及び講習の種類
 - (1) 第1型研修(研修のうちクリーニング師が出席して受講するもの)
 - (2) 第2型研修(研修のうちクリーニング師が通信制で受講するもの)
 - (3) 第2型講習(講習のうちクリーニング業務の従事者が通信制で受講するもの)
- 3 第1型研修について
 - (1) 開催年月日及び会場

開催年月日	会場
平成27年8月9日(日)	宇土市民会館 宇土市新小路町123番
平成27年9月27日(日)	玉名市民会館 玉名市岩崎152番2号
平成27年11月1日(日)	熊本県婦人会館

熊本市中央区水道町14番21号

- (2) 科目及び時間数
 - ア 衛生法規及び公衆衛生 1時間（前回受講から3年以内の受講者は、30分間）
 - イ 洗濯物の受取、保管及び引渡し 1時間
 - ウ 洗濯物の処理 1時間
 - エ 繊維及び繊維製品 1時間（前回受講から3年以内の受講者は、30分間）

(3) 受講料
5,000円

4 第2型研修及び第2型講習について

(1) 受付期間及びレポート提出締切日

区分	受付期間	レポート提出締切日
第1回目	平成27年7月10日（金）から 同年8月12日（水）まで	平成27年9月10日（木）
第2回目	平成27年10月2日（金）から 同年11月4日（水）まで	平成27年12月10日（木）

- (2) 受講対象者
 - ア 第2型研修 第1型研修の受講が困難な者
 - イ 第2型講習 講習を受講する必要がある者

- (3) 科目
 - ア 衛生法規及び公衆衛生
 - イ 洗濯物の受取、保管及び引渡し
 - ウ 洗濯物の処理
 - エ 繊維及び繊維製品

(4) 受講料
ア 第2型研修 5,000円
イ 第2型講習 4,500円

- 5 研修及び講習の問合せ先
公益財団法人熊本県生活衛生営業指導センター
熊本市中央区白山一丁目4番9号 末永ビル2階
電話番号 096-362-3061

公 告

熊本県公告第388号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成27年6月12日から同月25日までの間、熊本県農林水産部経営局農地・農業振興課において公衆の縦覧に供する。

平成27年6月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
有限会社グリーンズ白石	熊本市南区孫代町	熊本市西区城山薬師一丁目28番ほか5筆
小夏 英昭	熊本市南区城南町沈目	熊本市南区城南町沈目字辰崩258番ほか3筆
平田 秀夫	天草郡苓北町内田	天草郡苓北町大字内田字角ノ迫671番8
大仁田 繁利	天草郡苓北町志岐	天草郡苓北町大字内田字貝曲49番1ほか5筆

2 申請年月日
平成27年5月29日

登載依頼

熊本県教育委員会告示第12号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成27年6月12日

熊本県教育長 田崎 龍一

- 1 競争入札に付する事項
平成27年度熊本県高等学校産業教育電算機組織整備事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」で営業種目が「リース・レンタル（OA機器類）」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中心区水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2581（ダイヤルイン）
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成27年6月29日（月）午後5時までとする。ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成30年3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成29年10月1日から平成29年11月30日（閉庁日を除く。）までに行う。

熊本県教育委員会公告第16号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

平成27年6月12日

熊本県教育長 田崎 龍一

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 調達の内容
平成27年度熊本県高等学校産業教育電算機組織整備事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入
 - (2) 借入物品に係る発注・契約担当部局
熊本県教育庁教育指導局高校教育課産業教育指導係（熊本県庁行政棟新館6階）
郵便番号 862-8609 熊本市中心区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2717
ファックス番号 096-384-1563
 - (3) 借入物品に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
 - (4) 借入物品及び数量
ア 教育用コンピュータ 259セット
イ サーバ 7セット
ウ その他周辺機器及びソフトウェア 一式
 - (5) 借入物品の規格、品質等
要求仕様書による。
 - (6) 借入期間

- イの書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できな
い場合は、(1)イの書類の目録を(1)アの書類に添付して電子入札システムにより提出し、
(1)イの当該書類は提出期限内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出
出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用
して提出された競争入札参加資格確認申請は無効とする。紙入札により入札する場
合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)
又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から平成27年7月15日(水)午後5時まで
- (4) 提出先
1(3)に掲げる入札担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出
があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札説明会
(1) 日時 平成27年6月19日(金)午前10時から
(2) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館602会議室(熊本県庁行政棟本館6階)
- 5 入札手続等
(1) 入札手続き及び要求仕様書等に対する質問の受付期間
1(2)に掲げる発注・契約担当部局において公告の日から平成27年7月15日(水)
午後5時まで受け付ける。
(2) 要求仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の
取得
入札情報公開サービスシステム及び1(2)に掲げる入札・契約担当部局において公告
の日から平成27年7月23日(木)午後5時まで行う。
- (3) 入札の方法
ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成27年
7月22日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
イ 紙入札による入札の方法
(ア) 日時 平成27年7月23日(木)午前10時
(イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県出納局管理調達課(熊本県庁行政棟本館2階)
(ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入
札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、
郵送により提出を行うときは、平成27年7月22日(水)(必着)までに1(3)
に掲げる入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、
封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書し、中封筒の表
に調達の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札
を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書したうえで調達の名
称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時
開札は電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式に
よる入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立ち会い
(郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札
の執行事務に関係のない県の職員)のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札
を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の1時間後に設定するので、電子入
札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたと
きから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切
日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書
の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換
え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明
した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号のいずれかに該当する入札
イ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者
が認めた入札
ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使
用して行った入札
オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (7) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(9) 入札保証金

免除する。

6 契約について

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、契約担当者が指定する日時までに熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額（1月当たりの賃借料）に借入月数（72月）を乗じた額の100分の10以上の金額を納付しなければならぬ。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 6(3)に掲げる期限

イ 提出場所 1(2)に掲げる発注・契約担当部局

7 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

8 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の調達内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること
（本公告に係る発注・契約担当部局）

熊本県教育庁教育指導局高校教育課産業教育指導係

電話番号 096-333-2717

ファックス番号 096-384-1563

イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関すること

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関すること

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

9 Summary

(1) Name and quantity of commodity to lease

259 personal computers

7 servers

A set of peripheral equipment and softwares

(2) Deadline to supply commodity

August 31st, 2015

(3) Place to supply commodity

Shown in the bid explanation form

(4) Date and place to submit bidding proposal

Date: July 23rd, 2015, 10:00 a.m.

Place: Kumamoto Prefectural Government

Treasury Bureau, Management and Purcha

- sing Division
(2nd floor of Prefectural Government
main building)
- (5) Deadline to submit bidding proposal by
mail
Date: July 22nd, 2015
Place: Kumamoto Prefectural Government
Treasury Bureau, Management and Purchasing
Division
- (6) Language and currency to be used for
bidding
Japanese language and currency only
- (7) Name of the department in charge of this
bidding contract
Senior High School Education Division
Board of Education Prefectural Office
of Kumamoto
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City,
Kumamoto Prefecture, 862-8609, Japan
Phone: 096-333-2717 Fax: 096-384-1563

熊本県内水面漁場管理委員会指示第207号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び同法第130条第4項の規定に基づき、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の取扱いについて、次のとおり指示する。

平成27年6月12日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 宮崎 暢 俊

1 指示の内容

県内の公共の用に供する内水面及びこれと接続一体を成す内水面において、コイを持ち出し他の水域に放流してはならない。

2 指示の期間

平成27年6月17日から平成28年6月16日まで